



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大阪労働局一般公示第44号

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成24年9月5日までに、大阪地方最低賃金審議会（大阪府中央区大手前4-1-67、大阪合同庁舎第2号館大阪労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

平成24年8月22日

大阪労働局長 西岸正人



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大阪労働局一般公示第45号

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大阪府の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であつて意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成24年9月5日までに、大阪地方最低賃金審議会（大阪府中央区大手前4-1-67、大阪合同庁舎第2号館大阪労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

平成24年8月22日

大阪労働局長 西岸正人



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

大阪労働局一般公示第46号

大阪地方最低賃金審議会は、大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を平成24年9月5日までに、大阪地方最低賃金審議会（大阪府中央区大手前4-1-67、大阪合同庁舎第2号館大阪労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

平成24年8月22日

大阪労働局長 西岸正人